

金沢駅西ゆうぐれ金曜マルシェ出店規約

1. 金沢駅西ゆうぐれ金曜マルシェとは

- ・金沢駅西ゆうぐれ金曜マルシェは、NPO法人河北潟湖沼研究所が主催するマルシェです。市街地中心にある金沢駅西広場において、河北潟や能登などでこだわりの農産物を作っている生産者が直接販売します。食べる人と作る人がお互いに美味しい、新鮮、安心を求め合い、地域の環境・食・健康を守ることを目的に開催しています。
- ・キャッチコピー「農家が届けるおいしい週末！」
こだわり農産物で週末を楽しむお客様のために、出店者の皆様には新鮮でおいしい農産物を出品いただきますようお願い申し上げます。

2. 出店者について

- ・生産者が直接販売することを原則とします。
- ・無農薬、有機肥料の生産農家を求めています。減農薬による生産農家の出店も可能です。
- ・農薬の使用状況や、配慮している内容について主催者側より確認させていただきます。また、出店ブースにおいて店名、無農薬、減農薬などの表示をさせていただきます。

3. 出店申込について

- ・出店の参加申込は、1週間前までに専用の申込用紙（本規約に添付する様式1）を記入の上、FAXまたはメールにて送信ください。
- ・申込用紙は、ホームページからもダウンロード可能です。

URL : <http://marche.jpn.org/>

〈出店申込先〉

NPO 法人河北潟湖沼研究所 FAX : 076-255-6941 メール : info@marche.jpn.org

4. 出店費用について

- ・出店費用は1区画が3.0m×3.0m以内で下記費用とさせていただきます。出店終了後に主催者テントにてお支払い願います。

区分	出店費用(1回分)
一般	売上の10%
友の会会員（入会済み）	売上の5%
友の会会員（新規入会）	売上の5%（年会費2,000円をお支払いください。その際、入会申込書へのご記入をお願いいたします。）

5. 出店をご検討中のみなさまへ

売上の10%で出店いただけます。友の会会員の方は、売上の5%のみで出店いただけません。

6. レンタル費用について

- ・レンタル可能なものは、タープテント、テーブル、照明になります。1回のレンタル費用は下表の価格となります。

レンタル項目	費用
タープテント	4,000 円
テーブル(組立式テーブル含む)	500 円
照明	500 円

7. 開催日時について

- ・3月末～11月までの毎週金曜日に開催します。
 <開催時間> 春季 3月31日～5月26日 14時30分～17時30分
 夏季 6月2日～9月29日 15時00分～18時00分
 秋季 10月6日～11月24日 14時30分～17時30分
- ・終了時間までは会場に滞在願います。
- ・雨天でも基本的には開催しますが、激しい暴風雨や、警報が発令されている場合は中止となります。

8. 出店者で用意する物品

- ・タープテント (3m×3m 以内)
- ・土嚢など重り (20kg×2 個以上)
- ・販売物を陳列するためのテーブル

タープテントの設置は任意ですが、設置の場合は各自で設置ください。また、会場は風の強い日が多く、テント設置の場合は必ず土嚢などの重りをご準備ください。地面がコンクリートのためペグは打てません。怪我防止のため斜めにロープは張れません。

テーブルは、テントに収まる大きさのものをご準備ください。コンテナに板あるいは、組立式の台なども可能です。

※レンタルも可能です。申請書にレンタル希望とご記入ください。レンタル価格は別表を参照ください。(タープテント2個まで、テーブル4個まで、先着順に貸し出しています。)

9. 電気の使用について

- ・日没頃からテントに照明を設置できるようにしますので、必要な方は、事前に申請頂いた上、各自で延長コード(20～30m程度)と照明をご準備ください。
なお、照明のレンタル(8個)ありますので、申請書にレンタル希望とご記入ください。
レンタル価格は別表を参照ください。

10. 駐車について

- ・マルシェ関係者の車両の無料駐車場があります。軽トラック6台までの駐車が可能です。無料駐車場の予約はできませんので、先着順でご利用ください。無料駐車場が満車の場合は、周辺の有料駐車場(別紙1参照)をご利用ください。
- ・イベント会場内への車両の乗り入れは、広場運用規則によりできません。

11. 出店品目について

①農産物

- ・農薬、化学肥料を使っていない農産物が望まれます。できる限り使用を抑えて生産した農産物も可能です。
- ・葉物野菜および実物野菜は、朝採れの新鮮な農産物を原則とします。

※試食について

- ・試食を提供する場合、蓋のある容器を使用し、アルコール消毒を準備ください。

②加工品、菓子など

- ・保健所で許可を受けた施設で調理加工され、包装して食品表示、製造者表示された加工品に限ります。弁当、総菜、パン、漬物(浅漬け不可)乾物など。
- ・食品衛生関連法令等により管轄の保健所の許可を必要とする品目を販売する場合は、各自で許可を受けてください。また、許可内容についての確認を行います。

※試食について

- ・試食を提供する場合、蓋のある容器を使用し、アルコール消毒を準備ください。

③手づくり雑貨、工芸品など

- ・彫刻、伝統工芸品、陶器、漆器、イラスト、染織、織物、木工品、竹製品、観葉植物など。

12. 出店配置について

- ・出店区画の配置は主催者側が計画します。

13. 注意事項

- ・火器の使用はできません。
- ・出店時に出たゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・イベント会場内への車両の乗り入れは、広場運用規則によりできません。

14. 損害責任について

- ・主催者はいかなる理由においても、出店者およびその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
- ・出店者はその従業員・関係者・代理店の故意・不注意の如何を問わず、会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
- ・出店された商品・サービスについて出店者と第三者との間に紛争が起きた場合は、主催者は一切その責を負いません。
- ・主催者は、天災、疫病、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。
- ・主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

15. ゆうぐれ金曜マルシェの運営に係る費用について

- ・ 出店者様からいただいた出店費用を運営資金とします。主催者が行う作業として、以下のような内容があります。

イベント開催の 事前準備	<ul style="list-style-type: none">・ 保険の加入・ 施設管理者との調整・ 出店者募集の呼びかけ
イベント開催 1～2週間前	<ul style="list-style-type: none">・ FaceBook、ホームページ等にて、金沢駅西ゆうぐれ金曜マルシェの情報の告知・宣伝
イベント当日	<ul style="list-style-type: none">・ 施設、駐車場の開場準備・ のぼり旗の設営・ 終了後の片付け

金沢駅西ゆうぐれ金曜マルシェ 出店申込書

出店名			
出店品目			
住所	〒 ー		
代表者名			
電話		FAX	
メール			
初回出店日	※下表から初回出店希望日をご記入ください。		

■ 2017年の開催日

3月	31日	(金)	5月	26日	(金)	7月	21日	(金)	9月	15日	(金)	11月	10日	(金)
4月	7日	(金)	6月	2日	(金)		28日	(金)		22日	(金)		17日	(金)
	14日	(金)		9日	(金)	8月	4日	(金)		29日	(金)		24日	(金)
	21日	(金)		16日	(金)		11日	(金)	10月	6日	(金)			
	28日	(金)		23日	(金)		18日	(金)		13日	(金)			
5月	5日	(金)		30日	(金)		25日	(金)		20日	(金)			
	12日	(金)	7月	7日	(金)	9月	1日	(金)		27日	(金)			
	19日	(金)		14日	(金)		8日	(金)	11月	3日	(金)			

【レンタル希望備品】 * レンタル不要の場合は記入不要

(品目)	(希望数量)	(金額)
タープテント (@4,000円)	× 個	= 円
テーブル (@500円)	× 個	= 円
照明 (@500円)	× 個	= 円

【出店費用】

区分	出店費用(1回分)	該当に○
一般	売上の10%	<input type="radio"/>
友の会会員 (すでに入会済み)	売上の5%	<input type="radio"/>
友の会会員 (出店申込と同時に友の会にも入会を申し込む)	売上の5% (年会費 2,000円をお支払いください。またその際、入会申込書へのご記入をお願いいたします。)	<input type="radio"/>

申込先・お問い合わせ

NPO 法人河北潟湖沼研究所 〒929-0342 石川県河北郡津幡町字北中条ナ 9-9

電話 076-288-5803 fax 076-255-6941 メール info@marche.jpn.org

金沢駅西イベント広場のご使用にあたって

使用の制限

(次の場合は使用できません)

- ◆ 寄付金の募集、募金活動、勧誘行為
 - ◆ 火気の使用等（IHヒーター、電気ストーブは可）、他通行人に危害迷惑を与える恐れのあるもの
 - ◆ 大音響、異臭等により、公衆に不快の念を与えるもの
 - ◆ 酒、アルコール類の飲食を伴うもの
 - ◆ 公序良俗に反するもの
- ※ 既に承認している場合、あるいは使用中でも、使用の中止をさせていただくことがあります。（この場合、そのための損害補償はいたしません。）

使用の条件

(次の事項をお守りいただきます)

- ◆ 利用中に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて利用者に帰属します。
- ◆ 不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償はいたしません。
- ◆ イベントの実施によって発生したゴミは、イベント主催者等で処理してください。
- ◆ 監視者が必要な場合は、利用者において手配してください。